## 神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市監査委員	細	][[	明	子
同	藤	原	武	光
同	Щ	本	嘉	彦
司	沖	久	正	留

## 健全化判断比率等の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により、令和元年度決算に基づく神戸市健全化判断比率及び資金不足 比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、次のとおり その意見を提出します。

## 目 次

## 健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象
第2 審査の方法
第3 審査の期間
第4 審査の結果
1 総 括
(1) 算定対象会計
(2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要
(3) 健全化判断比率の状況
(4) 資金不足比率の状況
2 健全化判断比率
(1) 実質赤字比率
(2) 連結実質赤字比率
① 概 要 。
② 宅地造成事業を行う特別会計の概要
(3) 実質公債費比率
① 概 要
(4) 将来負担比率 10
① 概 要 1
② 一般会計等の将来負担額 1
③ 充当可能財源等 1
3 公営企業の資金不足比率 1
(1) 概 要 10
《参考資料》
別表 1-1~1-3, 2-1~2-2

## 凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し千円単位で表示した。 したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入した。 したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「-」------ 算出不能又は無意味のもの。

## 令和元年度決算に基づく神戸市健全化判断比率等審査意見

## 第1 審査の対象

- 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率,連結実質赤字比率,実質公債費比率 及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の算定は法令等に基づいて適正に行われているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、算定過程における判断の妥当性を含めて審査を行うため、決算書類、証書類、諸帳簿等との照合、責任者に対する質問等を行った。

また, 各比率については, 年度比較による分析を行った。

## 第3 審査の期間

令和2年5月26日~8月24日

#### 第4 審査の結果

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を 記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の概要は以下のとおりである。

## 1 総括

## (1) 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は第1表のとおりである。

第 1 表 健全化判断比率等の対象会計

_	_	_		般		会		<u></u> 計				実	1		7		7	
般会			母-	子父	子第	系婦	富祉!	資金	貸作	事業	き 費	質赤						
計			市	崖	<u> </u>	住	宅	事		業	費	字比						
等			公				債				費	率						
			国	民	健	康	保	険	事	業	費		連					
	一般会計等以外の 特別会計のうち	)	農	美	É	共	済	事		業	費							
	公営企業に係る		駐		車	場	<u> </u>	事	Ì	<b></b>	費		結					
	特別会計以外の 特別会計		介	該	隻	保	険	事		業	費		実		実			
		·	後	期	高	齢	者	医療	事	業	費				質			
そ		法	市		場		事		業		費		質		公			
の他		非	食	肉	セ	ン	タ	_	事	業	費		赤			  将		資
の		適用	農	業	集	落	排	水	事	業	費		字		債			金
特別			市	街	地	再	開	発	事	業	費				費	来負担		
会	公営企業に係る 特別会計※1		下	力		道	事	業		会	計	ļ	比					不
計			港		湾		***************************************	業		会 	計		率		比			足
		法	新	都	市	整	備	事	業	会	計				率	12-		比
		適用	自	重		車	事	業		会	計					比		率
		/13	高	速					業	会.	計					率		<b>※</b> 2
			水		道 ——	事.		業		会 	計							
			工	業	用	水	道	事	業	会	計		<u> </u>	7	20000000	900	<del>\</del>	<u> </u>
45		• ^		申水道					·									
一部	<b>事務組合,広域連</b>	台					者医療	<b></b> 医丛域	連合									
			-	国広 <sup>は</sup>	-										<u> </u>			
				ョ市対			= ± #											
							<b>戸市</b> 夕			<del></del>								
地方  など	公社,第三セクタ	<u> </u>	公立大学法人神戸市看護大学 地方独立行政法人神戸市民病院機構															
5, _							八仲/  ている			工(笈 (再								
										ハる団	休					ĺ		
			以18	< ⁻ 不还	沙心口	'よ 湿 :	沏貝门	て又り	, (	の回	/十					$\searrow$		

<sup>※1 「</sup>法適用」は地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業,「法非適用」は「法適用」以外の公営企業である。

<sup>※2</sup> 資金不足比率は公営企業ごとに算定される。

## (2) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)」は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めることなどにより地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として、平成21年4月1日から本格的に施行されている。

健全化判断比率及び資金不足比率は、監査委員の審査を経て、議会への報告、公表が行われ、 各比率が早期健全化基準以上であれば財政健全化計画を、財政再生基準以上であれば財政再生計画を議会の議決を経て定めなければならないこととなっている。

## (3) 健全化判断比率の状況

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、第2表のとおりである。

第 2 表 健全化判断比率の状況

(単位 比率:%)

	令和元年度	平成30年度	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率	ı	ı	11. 25	20. 00
連結実質赤字比率	-	-	16. 25	30. 00
実質公債費比率	4. 6	5. 7	25. 0	35. 0
将来負担比率	66. 1	71. 0	400. 0	_

令和元年度決算において一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字及び全会計の連 結実質赤字は生じていないことから,実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されない。

このほか,当年度の実質公債費比率は4.6%,将来負担比率は66.1%であり、いずれも早期健全 化基準を下回っている。

なお,当年度の実質公債費比率は前年度に比べ1.1ポイント低下しているが,これは主として地 方債の元利償還金の3ヵ年平均が減少したことにより低下したものである。

また、当年度の将来負担比率は、主として公債基金が増加したことにより前年度に比べ 4.9 ポイント低下した。

## (4) 資金不足比率の状況

令和元年度決算に基づく公営企業に係る特別会計の資金不足比率の状況は,第3表のとおりである。

第 3 表 資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位 比率:%)

	<u> </u>								令和元年度	平成30年度	経営健全化 基準
市		場		事		業		費	-	-	
食	肉	セ	ン	タ	_	事	業	費	-	-	
農	業	集	落	排	水	事	業	費	_	-	
市	街	地	再	開	発	事	業	費	_	-	
下	水	. j	道	事	業	= {	会	≕	-	-	
港	浴	剪	事	•	業	숲	217	計		ı	20. 0
新	都	市	整	備	事	業	会	計	_	П	
自	動	j ]	車	事	業	= {	会	計	17. 5	18. 3	
高	速	鉄	; 追	直耳	事	業	会	計	-	ı	
水	ij	首	事		業	숲	~	計	_	_	
工	業	用	水	道	事	業	会	計	_	-	

備考: 経営健全化基準以上であれば経営健全化計画を策定。

公営企業に係る特別会計 11 会計のうち,自動車事業会計において資金不足比率が算定されているが,経営健全化基準を下回っている。

自動車事業会計の当年度の資金不足比率は、営業収益が減少したものの資金不足額が減少した ことにより、前年度に比べ 0.8 ポイント改善し、17.5%となっている。

## 2 健全化判断比率

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

実質赤字比率 = 一般会計等の実質赤字額 標準財政規模

備考:1 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

2 標準財政規模=標準税収入額等+普通交付税+臨時財政対策債発行可能額

当該比率は、一般会計等の実質収支額合計が赤字である場合に算定される。令和元年度決算に基づく一般会計等の実質収支額合計は第4表のとおり黒字であり、当該比率は算定されない。

なお、当年度の一般会計の実質収支は、13億2千百万円の黒字となっている。

## 第 4 表 実質赤字比率の状況

(単位 金額:千円, 比率:%)

				4	<u> </u>	計	名			令和元年度 (a)	平成30年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
_	般	会	計	等:	実質	質し	収 支	額	(A)	1, 321, 301	2, 039, 686	△ 718, 385
	_			般			会		計	1, 321, 301	2, 039, 686	△ 718, 385
	母三	子父	子》	寡婦 礼	畐祉	資金	仓貸付	事業費	₹ <b>※</b>	0	0	0
	市	臣	当	住	ļ	它	事	業	費	0	0	0
	公				1	責			費	0	0	0
標	準	Į.	オ	政	規	模	į		(B)	439, 969, 175	438, 756, 055	1, 213, 120
実	質	Ī	卡	字	比	率	<u> </u>	$(A/B \times$	100)		_	_

<sup>※</sup> 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源と みなされるため、同法上の実質収支は0となる。

備考: (A) 欄の合計額は一般会計等の相互間の重複額を控除した純計による歳入及び歳出に基づいて算定したもの。 なお、会計別内訳は純計に基づくものではない。 実質赤字の場合は、実質収支額欄が負の値となる。

## (2) 連結実質赤字比率

#### ① 概要

連結実質赤字比率は、公営企業に係る特別会計等を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。

連結実質赤字比率 = 全会計の連結実質赤字額 標準財政規模

- 備考:1連結実質赤字額=(実質黒字額+資金剰余額)-(実質赤字額+資金不足額)がマイナスの値である。
  - 2 資金不足額(法適用企業)=[{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設 改良費等以外の経費に充てる地方債}-流動資産]-解消可能資金不足額

資金剰余額(法適用企業)=流動資産-{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債+建設改良費等以外の経費に充てる地方債}

なお、流動資産や流動負債からは一般会計等との重複額等の控除があるほか、宅地造成事業を行う特別 会計には土地評価差額等特例的な取扱いがある。

3 実質赤字額=繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

令和元年度決算に基づく全会計の連結実質収支額は、第5表のとおりであり、全会計の連結 実質赤字は生じていないことから、当該比率は算定されない。

## 第 5 表 連 結 実 質 赤 字 比 率 の 状 況

(単位 金額:千円, 比率:%)

	( <del>- </del>				1 4 )	<del>, _ ,</del>	. /0	,			実質収支額	頁/資金不	足・剰余額	対前年度増減
											令和元年度	₹ (a)	平成30年度(b)	(a-b)
		般	会	計	等	F			(	A)	1, 321, 301	(0.6)	2, 039, 686	△ 718, 385
公公			計争に保				別 <del>ź</del> 以外				4, 278, 754	(2.0)	2, 726, 643	1, 552, 111
	国	月	3 6	建力	隶	保	険	事	業	費	871, 283	(0.4)	578, 360	292, 923
	農		業	共		済	事	;	業	費	0	(0.0)	64, 494	△ 64, 494
	駐		車		場		事	業		費	0	(0.0)	7, 893	△ 7,893
	介		護	保		険	事		業	費	3, 407, 471	(1.6)	2, 075, 896	1, 331, 575
	後	期	高	齢者	旨 医	療	事	業	<b>b</b>	<b>※</b> 1	0	(0.0)	0	0
公	: 営	企	業	に依	系る	特	別全	計	(	C )	205, 613, 574	(97. 3)	196, 394, 034	9, 219, 540
	法	市		場		事		業		費	0	(0.0)	0	0
	非		肉	セ	ン	タ	_	事	業	費	0	(0.0)	0	0
	適		業	集	落	排	水	事	業	費	0	(0.0)	0	0
	用		街	地	再	開	発	事	業	費	0	(0.0)	0	0
		下	力		道	事	美		会	計	27, 186, 821	(12. 9)	26, 887, 697	299, 124
		港		湾	事		業		<u> </u>	計	37, 315, 169	(17.7)	34, 879, 047	
	法		都	市	整	備	事	業	会	計	117, 071, 937	(55. 4)	114, 021, 812	3, 050, 125
	適	自	重	•	車	事	美	É	会	計	$\triangle$ 1, 717, 695	$(\triangle 0.8)$	$\triangle$ 1, 823, 833	106, 138
	用	高	速				事	業	会	計	7, 345, 352	(0.0)	4, 653, 749	0
		水		道	事		業	설	<u> </u>	計	16, 829, 906	(8.0)	15, 881, 195	948, 711
		工	業	用	水	道	事	業	会	計	1, 582, 084	(0.7)	1, 894, 367	
連				又支			= A	+ B	+	C )	211, 213, 629	(100. 0)	201, 160, 363	
標				女 規					( E	,	439, 969, 175		438, 756, 055	1, 213, 120
連	新	生	質	赤	字	比	率	( D	/ E	= )	ı		Ī	_

<sup>※1</sup> 後期高齢者医療事業費の歳入歳出差引額は、財政健全化法の算定上、翌年度事業に対する財源とみなされるため、同法上の実質収支額は0となる。

- 備考:1 「実質収支額/資金不足・剰余額」欄の負の値は、公営企業に係る特別会計における資金不足額又はその他の会計における実質赤字を表している。
  - 2表中の()は「連結実質収支額(D)」に対する構成比率である。

なお,販売を目的とする土地を保有し宅地造成事業を行う特別会計については,算定上特例的な取扱いがあり,その状況は「②宅地造成事業を行う特別会計の概要」で述べる。

## ② 宅地造成事業を行う特別会計の概要

本市において, 宅地造成事業を行う特別会計は新都市整備事業会計(地方公営企業法適用), 市街地再開発事業費(地方公営企業法非適用)の2会計である。

新都市整備事業会計においては、第6-1表のとおり、流動資産から流動負債を差し引いた額(他会計との重複額の控除等の調整後)(A)は1,010億円であるが、算定上の特例により販売用土地収入見込額(B)を加え、その造成のために起こした地方債の現在高等(C),(D)を差し引きするため、財政健全化法における資金剰余額(E)は1,170億円であり、連結実質収支額の55.4%となっている。

資金剰余額(E)が前年度に比べ30億円増加している。これは主として、地方債の償還に伴い地方債の現在高(D)が208億円減少したことによるものである。

第 6-1 表 宅地造成事業を行う特別会計(法適用企業)の状況

[新都市整備事業会計](単位 金額:千円)

<del>_ CM ID TO E M F N A H D C T E E E M .</del>	1 1 4/			
		令和元年度	平成30年度	対前年度増減
		(a)	(b)	(a-b)
当年度末の流動資産から流動負債を差し引いた額	(A)	101, 009, 475	106, 416, 899	$\triangle$ 5, 407, 424
販売用土地収入見込額	(B)	160, 473, 385	174, 371, 389	△ 13, 898, 004
販売用土地収入見込額から控除する額	(C)	65, 873, 923	67, 392, 476	$\triangle$ 1, 518, 553
地方債の現在高	(D)	78, 537, 000	99, 374, 000	△ 20,837,000
資金剰余額 (A)+(B)-(C)-(D)	(E)	117, 071, 937	114, 021, 812	3, 050, 125

- 備考:1(A)欄は,(流動資産-他会計との重複額)-(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債-他会計との重複額)
  - 2 (B) 欄は、時価評価から販売経費等見込額を控除した額、簿価のいずれか低い方である。 時価評価は、区域ごとの販売公表価格を基準として販売実績の有無や売出開始後の経過年数を加味する方法 を用いて算定している。
  - 3 (D)欄は, 算定の取扱い上, 流動負債に計上されている地方債の現在高(208億円) は含まれていない。

次に,市街地再開発事業費の状況は第6-2表のとおりであり,市街地再開発事業費の繰越金(A)に販売用土地収入見込額(B)を加え,地方債の現在高(C)を控除した額となる。

市街地再開発事業費の繰越金(A)は0で,販売用土地収入見込額(B)は地方債の現在高(C)よりも下回っていることから,財政健全化法の算定上,資金剰余額(D)は0となる。

第 6-2 表 宅地造成事業を行う特別会計(法非適用企業)の状況

[市街地再開発事業費](単位 金額:千円)

		令和元年度	平成30年度	対前年度増減
		(a)	(b)	(a-b)
市街地再開発事業費の繰越金	(A)	0	0	0
販売用土地収入見込額	(B)	24, 396, 871	24, 413, 702	△ 16,831
地方債の現在高	(C)	24, 994, 452	28, 652, 106	$\triangle$ 3, 657, 654
資金剰余額 (A)+(B)-(C)	(D)	0	0	0

備考: (B)欄は,保留床売却収入見込額である。

## (3) 実質公債費比率

## ① 概要

実質公債費比率は、一般会計等の実質的な公債費負担額の標準財政規模に対する比率 (3 ヵ年平均)であり、算定式は以下のとおりである。財政健全化法における早期健全化基準は 25%、財政再生基準は 35%であり、また、18%以上になると地方債発行の協議団体から許可団体へ移行することになる基準である。

実質公債費比率 = 元利償還金+準元利償還金-特定財源-算入公債費等の額 標準財政規模-算入公債費等の額

- 備考:1 準元利償還金は、公債基金の積立不足額を考慮して算定した額、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額、公営企業債の元利償還金に充当した一般会計からの繰出金、阪神水道企業団の地方債償還に対する負担金及び公債費に準じる債務負担行為に係るものの合計である。
  - 2 算入公債費等の額は、元利償還金及び準元利償還金に係る地方交付税の基準財政需要額への算入額である。

当年度の算定状況は第7表のとおりであり、実質公債費比率は4.6%で、前年度(5.7%)に比べ1.1ポイント低下している。これは主として、地方債の元利償還金の3ヵ年平均が減少したことにより低下したものである。

#### 第 7 表 実質公債費比率の状況

(単位 金額:千円, 比率:%)

(TIE JEHN . 113, Par . 707		令和元年度	平成30年度	平成29年度
地方債の元利償還金	(A)	46, 454, 320	48, 267, 151	49, 468, 940
準元利償還金	(B)	58, 886, 570	58, 646, 476	62, 502, 185
特定財源	(C)	30, 477, 374	30, 747, 233	30, 383, 269
元利償還金及び準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	(D)	59, 063, 349	60, 610, 734	60, 702, 585
標準財政規模	(E)	439, 969, 175	438, 756, 055	437, 141, 160
実質公債費比率(単年度)		4. 1%	4. 1%	5. 5%
実質公債費比率(3カ年平均)			4. 6%	

備考:1 令和元年度実質公債費比率(平成29年度~令和元年度の3ヵ年平均)は,4.6%である。

2 実質公債費比率(単年度) = 
$$\frac{(A+B)-C-D}{E-D} \times 100$$

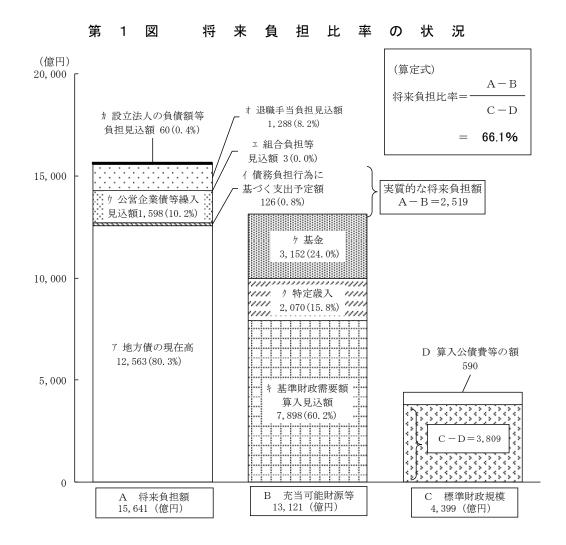
## (4) 将来負担比率

## ① 概要

将来負担比率は、一般会計等が将来負担するべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は以下のとおりである。これは財政健全化法で導入された唯一のストック指標であり、政令市の早期健全化基準は400%とされている。

将来負担比率 = <u>将来負担額-充当可能財源等</u> 標準財政規模-算入公債費等の額

令和元年度決算に基づく算定状況は第1図のとおりである。将来負担額1兆5,641億円から充当可能財源等1兆3,121億円を差し引いた実質的な将来負担額は2,519億円であり,標準財政規模から地方債の元利償還等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入額を控除した額3,809億円に対する将来負担比率は66.1%で,前年度(71.0%)に比べ4.9ポイント低下している。



備考:グラフ上の()は、A:将来負担額に対する構成比率、B:充当可能財源等に対する構成比率である。

## ② 一般会計等の将来負担額

一般会計等の将来負担額の状況は第8表のとおりであり、主として地方債の現在高が増加したことにより、前年度に比べ127億円増加している。

第 8 表 一般会計等の将来負担額の状況

(単位 金額:千円, 比率:%)

(T) 12 12 12 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		令和元年 (a)	芰	平成30年度 (b)	対前年度増減 (a-b)	
地方債の現在高ア		1, 256, 346, 832	(329.8)	1, 224, 022, 755	32, 324, 077	
債務負担行為に基づく支出予定額 イ		12, 625, 252	(3.3)	13, 745, 744	△ 1, 120, 492	
公営企業債等繰入見込額 ウ		159, 851, 409	(42.0)	173, 599, 332	△ 13, 747, 923	
組合負担等見込額     工		301, 635	(0.1)	455, 951	△ 154, 316	
退職手当負担見込額 オ		128, 896, 187	(33.8)	132, 468, 644	$\triangle$ 3, 572, 457	
設立法人の負債額等負担見込額 カ		6, 081, 154	(1.6)	7, 032, 161	△ 951,007	
連結実質赤字額		0	(0.0)	0	0	
組合連結実質赤字額負担見込額 ②		0	(0.0)	0	0	
将来負担額合計(ア~カ計+①+②)		1, 564, 102, 469	(410.6)	1, 551, 324, 587	12, 777, 882	
(参考)標準財政規模	С	439, 969, 175		438, 756, 055	1, 213, 120	
(参考)算入公債費等	D	59, 063, 349		60, 610, 734	$\triangle$ 1, 547, 385	
(参考)将来負担比率算式の分母(C-	D)	380, 905, 826		378, 145, 321	2, 760, 505	

備考:1表中のアからカ、C、Dは第1図参照

2 表中の( )は、将来負担比率算式の分母(C-D)に対する比率である。

各算定要素の概要は、以下のとおりである。

## ア 地方債の現在高

一般会計等の地方債の現在高は1兆2,563億円で,将来負担額の80.3%となっており,主 として臨時財政対策債が318億円増加したことにより,前年度に比べ323億円増加している。

## イ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は126億円である。

主な内訳は、東灘区、灘区及び北区の庁舎整備に係るもの74億円、中央卸売市場本場の再整備などPFI事業に係るもの26億円、学校先行建設に係るもの22億円などである。庁舎整備に係る債務負担行為が前年度に比べ8億円減少したこと等により、支出予定額は前年度に比べ11億円減少している。

## ウ 公営企業債等繰入見込額

一般会計等以外の特別会計の企業債等元金償還に対する一般会計等の繰入見込額は 1,598 億円であり、将来負担額の 10.2%となっている。これは、一般会計等以外の特別会計 16 会計のうち下水道事業会計など 9 会計に対するものであり、内訳は第 9 表のとおりである。

宅地造成事業以外については、企業債残高に過去3ヵ年の準元金償還金を元金償還金で除 した繰入実績等の平均値を乗じて算定されるが、経常赤字の公営企業は総務省が定める繰出 基準に基づく繰入見込額が下限となる。

宅地造成事業については、現在の繰入実績の有無にかかわらず、事業終了時の実質的な債 務超過に相当する額が算定される。

前年度に比べ繰入見込額が137億円減少(第8表参照)しているのは、港湾事業会計において、前年度に比べ企業債残高及び繰入割合が減少したことなどによるものである。

第 9 表 公営企業債等繰入見込額の状況

(単位 金額:千円)

(十四 亚版:111)		令和元年度			平成30年度	
会計名	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)	繰入見込額 宅地造成事業 以外(A)	繰入見込額 宅地造成事業 (B)	合 計 (A)+(B)
下水道事業会計	46, 252, 054	-	46, 252, 054	46, 127, 621	-	46, 127, 621
高速鉄道事業会計	50, 172, 403	_	50, 172, 403	49, 349, 867	-	49, 349, 867
港湾事業会計	36, 217, 675	_	36, 217, 675	44, 294, 687	I	44, 294, 687
市街地再開発事業費	15, 508, 480	1, 471, 896	16, 980, 376	20, 892, 292	2, 056, 133	22, 948, 425
農業集落排水事業費	5, 796, 883	_	5, 796, 883	6, 661, 635	-	6, 661, 635
市場事業費	2, 979, 403	_	2, 979, 403	2, 759, 375	-	2, 759, 375
食肉センター事業費	1, 298, 317	_	1, 298, 317	1, 322, 472	-	1, 322, 472
自動車事業会計	102, 974	_	102, 974	80, 363	-	80, 363
水道事業会計	51, 324	_	51, 324	54, 887		54, 887
合 計	158, 379, 513	1, 471, 896	159, 851, 409	171, 543, 199	2, 056, 133	173, 599, 332

#### 工 組合負担等見込額

阪神水道企業団が実施する水源開発等施設整備に係る地方債の償還額等については、繰出 基準の対象となる地方債等の現在高に構成団体ごとの負担率を乗じて算定している。本市の 負担見込額は,主として対象となる地方債の償還進捗等により,前年度に比べ1億円減少し, 3億円となった。

また, 兵庫県後期高齢者医療広域連合及び関西広域連合については, 本市が負担するべき 地方債現在高はなく, 負担見込額は算定されない。

なお、各団体においては、当年度の連結実質赤字額はなく、組合連結実質赤字額負担見込額は算定されない。

## 才 退職手当負担見込額

当年度末退職者を除く全職員のうち、一般会計等が実質的に退職手当を負担する職員が、 当年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給するべき退職手当額である。 退職手当負担見込額は1,288億円であり、前年度に比べ35億円減少している。これは勤続 年数の長い職員数の減による。

## カ 設立法人の負債額等負担見込額

## (7) 神戸市道路公社に係るもの

神戸市道路公社の負債額に係る一般会計等の負担見込額は第10表のとおりである。

借入金残高は 178 億円,将来収支見込額は 106 億円で,償還に充てることができる現預金等が 28 億円となったため,将来負担額は 44 億円となった。

なお、財政健全化法においては、本市からの出資金 283 億円及び本市からの借入金 18 億円を同公社に係る負担見込額の算定上考慮しない。

## 第 10 表 道路公社の負債額に係る負担見込額の状況

(単位 金額:千円)

		借入金残高 (A)	将来収入見込額 (B)	将来支出見込額 (C)	将来収支見込額 (D)=(B)-(C)	道路事業損失 補てん引当金 (E)	将来負担額 (負の場合0) (A)-(D)-(E)
	道路特措法	17, 713, 036	68, 211, 972	57, 886, 142	10, 325, 830		
令和元年度(a)	上記以外	160, 000	647, 496	354, 816	292, 680		4, 408, 944
	計	17, 873, 036	68, 859, 468	58, 240, 958	10, 618, 510		
	道路特措法	19, 761, 024	75, 380, 011	63, 779, 963	11, 600, 048		5, 357, 943
平成30年度(b)	上記以外	160, 000	713, 583	380, 380	333, 203	2, 629, 830	
	計	19, 921, 024	76, 093, 594	64, 160, 343	11, 933, 251		
	道路特措法	△ 2,047,988	△ 7, 168, 039	△ 5,893,821	△ 1, 274, 218		
対前年度増減 (a-b)	上記以外	0	△ 66, 087	△ 25, 564	△ 40, 523	215, 752	△ 948, 999
	計	△ 2,047,988	△ 7, 234, 126	△ 5, 919, 385	△ 1,314,741		

#### 備考:1 (A)欄は本市からの長期借入金残高を除く。

- 2 (B) 欄及び(C) 欄は, 道路整備特別措置法に係る業務については計画上の収入及び支出をそれぞれ過去 3ヵ年の実績に応じて補正し, それ以外の業務については3ヵ年平均値に業務実施見込期間を掛けて 算出している。
- 3 (E) 欄は道路整備特別措置法施行令に基づく道路事業損失補てん引当金のうち,現預金等借入金の償還に充てることができるものに限る。

## (イ) 地方独立行政法人に係るもの

本市の地方独立行政法人として、公立大学法人神戸市外国語大学、公立大学法人神戸市看

護大学及び地方独立行政法人神戸市民病院機構があるが、各法人とも繰越欠損金はなく、負担見込額は算定されない。

## (ウ) 損失補償債務等に係るもの

損失補償債務等に係る負担見込額の状況は第11表のとおりであり,負担見込額は16億円となっている。

## (i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額

公益財団法人神戸医療産業都市推進機構に対し、本市が損失補償を行っている債務 33 億円を対象に、法人の財務諸表における経常損益や純資産等の状況等に応じて国の算定基準に基づき、50%を本市の将来負担額とする方法で算定されており、負担見込額は 16 億 5 千万円となっている。

## (ii) 公的信用保証, その他の損失補償債務等に係る負担見込額

公的信用保証及びその他の損失補償債務等に係る負担見込額は2千2百万円で,前年度 に比べ微減となっている。

## 第 11 表 損失補償債務等に係る負担見込額の状況

(単位 金額:千円)

	令和元年度	平成30年度	対前年度増減
	(a)	(b)	(a-b)
(i) 第三セクター等に係る損失補償債務等負担見込額 ※1	1, 650, 000	1, 650, 000	0
(公財)神戸医療産業都市推進機構	1, 650, 000	1,650,000	0
(ii) 公的信用保証、その他の負担見込額	22, 210	24, 218	△ 2,008
神戸電鉄株式会社 ※ 2	22, 210	24, 218	△ 2,008
合 計	1, 672, 210	1, 674, 218	△ 2,008

<sup>※1</sup> 損失補償債務等に係る負担見込額の算定要素である経常損益からは本市の補助金等財政支援分が除かれる。

<sup>※2</sup> 三田線複線化等事業に係る損失補償債務。

## ③ 充当可能財源等

一般会計等の将来負担額に対する充当可能財源等の状況は第 12 表のとおりであり, 充当可能 財源等合計額は 1 兆 3, 121 億円で, 前年度に比べ 294 億円増加している。

(単位 金額・千円 比率・%)

(平位 亚帜、门门, 几平、/0/	令和元年原 (a)	¥	平成30年度 (b)	対前年度増減 (a-b)
基準財政需要額算入見込額 キ	789, 859, 415	(60. 2)	775, 260, 441	14, 598, 974
充当可能特定歳入 ク	207, 043, 015	(15. 8)	208, 379, 889	△ 1, 336, 874
都市計画税収	111, 152, 049	(8.5)	114, 497, 730	△ 3, 345, 681
転貸債に係る償還金	53, 799, 885	(4.1)	54, 263, 060	△ 463, 175
公営住宅の使用料等	42, 091, 081	(3.2)	39, 619, 099	2, 471, 982
国庫支出金等	0	(0.0)	0	0
充当可能基金ケ	315, 290, 704	(24. 0)	299, 088, 928	16, 201, 776
公債基金	279, 522, 253	(21.3)	259, 490, 531	20, 031, 722
都市整備等基金	10, 955, 946	(0.8)	15, 246, 770	△ 4, 290, 824
財政調整基金	11, 537, 886	(0.9)	12, 898, 689	△ 1, 360, 803
その他の基金	13, 274, 619	(1.0)	11, 452, 938	1, 821, 681
充当可能財源等合計(キ~ケ計)	1, 312, 193, 134	(100.0)	1, 282, 729, 258	29, 463, 876

備考:1表中のキ,ク,ケは第1図参照

2表中の()は充当可能財源等に対する構成比率である。

## ア 基準財政需要額算入見込額(第12表 キ)

基準財政需要額算入見込額は7,898億円で,充当可能財源等の60.2%となっている。これは,地方債償還元金等に対する地方交付税の基準財政需要額への算入見込額であり,地方債現在高等に国が定めた算入率を乗じて算定され,前年度に比べ算入見込額合計は145億円増加しているが,これは臨時財政対策債償還費に係る算入見込額が増加したことなどによる。

#### イ 地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入 (第 12 表 ク )

地方債の元金償還に対する充当可能特定歳入は 2,070 億円で, 充当可能財源等の 15.8%となっている。前年度に比べ 13 億円減少しているが, これは地方債の償還に充てる都市計画税収の充当見込額が減少したことなどによる。

#### ウ 充当可能基金(第12表ケ)

充当可能基金は、財政健全化法上では、法律で使途が限定されている基金や公営企業に設けられた基金を除く全ての基金(繰替運用や不動産等で保有する部分を除く)とされており、充当可能基金額は公債基金など 20 基金 3,152 億円(同 24.0%)となっている。

前年度に比べ162億円増加しているが、これは公債基金が増加したことなどによる。

## 3 公営企業の資金不足比率

#### (1) 概要

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は 以下のとおりである。

資金不足比率 = <u>資金の不足額</u>事業規模

#### 備考:1 資金の不足額

[法適用] = [{(流動負債-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債)+建設改良費等以外の経費に 充てる地方債}-流動資産]-解消可能資金不足額

[法非適用] =(実質赤字額+建設改良費等以外の経費に充てる地方債)-解消可能資金不足額 なお、本市の法非適用の公営企業に対しては一般会計が収支差補填等の繰出を行っており実質赤字額は 生じていない。

2 事業規模=営業収益の額-受託工事収益の額(法非適用の場合はそれぞれ相当する額) なお、宅地造成事業のみを行っている公営企業(法適用)は事業規模=資本+負債である。

財政健全化法上,資金不足比率が経営健全化基準である 20%以上になると,経営健全化計画を 議会の議決を経て定めなければならない。このほか,地方財政法上,資金不足比率が 10%以上に なると,起債にあたり総務大臣の許可が必要となり,資金不足解消計画の策定が必要となる。

令和元年度決算に基づく資金不足比率の状況は第13表のとおりであり、公営企業に係る特別会計11会計のうち、資金不足比率が算定されたのは自動車事業会計の1会計である。

自動車事業会計の資金不足比率は17.5%となっており,前年度に比べ0.8ポイント改善している。これは営業収益が減少したものの資金不足額が減少したことによる。

## 第 13 表 資金不足比率の状況

(単位 金額:千円, 比率:%)

	令和	11元年度		平成30年度			
	資金不足額	事業規模	資金不 足比率	資金不足額	事業規模	資金不 足比率	
市場事業費	0	1, 421, 869	-	0	1, 421, 209	-	
食肉センター事業費	0	159, 714	-	0	162, 460	-	
農業集落排水事業費	0	106, 066	_	0	108,865	_	
市街地再開発事業費	0	1, 100, 000	_	0	235,000	_	
下水道事業会計	△ 27, 186, 821	22, 304, 346	_	$\triangle$ 26, 887, 697	22, 558, 551	_	
港湾事業会計	$\triangle$ 37, 315, 169	17, 231, 112	_	△ 34, 879, 047	16, 250, 348	_	
新都市整備事業会計	$\triangle$ 117, 071, 937	246, 388, 577	_	△ 114,021,812	265, 298, 123	_	
自動車事業会計※1	1, 717, 695	9, 773, 730	17.5	1, 823, 833	9, 962, 355	18.3	
高速鉄道事業会計	$\triangle$ 7, 345, 352	20, 826, 578	_	$\triangle$ 4, 653, 749	21, 010, 439	_	
水 道 事 業 会 計	△ 16, 829, 906	30, 936, 004	_	△ 15, 881, 195	31, 286, 581	_	
工業用水道事業会計	△ 1,582,084	1, 440, 357	_	△ 1,894,367	1, 422, 092	_	

※1 令和元年度資金不足額=[(流動負債40億円-流動負債に計上されている建設改良費等に充てる企業債2億円-流動資産 20億円]

備考:資金不足額欄において,資金不足額は正数表示となる。

# 《参考資料》

別表  $1-1\sim1-3$ ,  $2-1\sim2-2$ 

《 総務省「平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」より集計》

## 別表 1-1 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率(政令市)の状況

(単位 比率:%)

<u>(</u> 単位 比率	: %)						
実 質 赤 字	比率	連結実質赤	字比率	実質公債費	貴比率	将来負担	比 率
札幌市	_	札 幌 市	_	札 幌 市	2. 2	浜 松 市	_
仙台市	_	仙台市	_	相模原市	2. 7	岡山市	9.3
さいたま市	_	さいたま市	_	大 阪 市	4.2	堺市	20.3
千 葉 市	_	千 葉 市	_	さいたま市	5. 1	さいたま市	21. 2
横浜市	_	横浜市	_	堺 市	5.3	相模原市	33. 3
川崎市	_	川崎市	_	神戸市	5. 7	大 阪 市	46. 4
相模原市	_	相模原市	_	岡山市	6.3	静岡市	48.8
新 潟 市	_	新 潟 市	_	浜 松 市	6.5	札 幌 市	57. 3
静岡市	_	静岡市	_	静岡市	6. 7	神戸市	71.0
浜 松 市	_	浜 松 市	_	仙台市	7. 2	仙台市	85. 5
名古屋市	_	名古屋市	_	川崎市	7. 3	熊本市	116.6
京都市	_	京都市	_	熊本市	7. 7	名古屋市	118. 2
大 阪 市	_	大 阪 市	_	名古屋市	9.4	川崎市	120.4
堺市	_	堺 市	_	新潟市	10.6	福岡市	123. 2
神戸市	_	神戸市	_	福岡市	11.0	新 潟 市	138.0
岡山市	_	岡山市	_	横浜市	11.2	横浜市	138. 5
広島市	_	広 島 市	_	北九州市	11.2	千 葉 市	145.5
北九州市	_	北九州市	_	京都市	11.4	北九州市	171. 7
福岡市	_	福岡市	_	広 島 市	13. 1	広 島 市	190. 4
熊本市		熊本市	_	千 葉 市	13.8	京都市	191. 2
平 均	_	平均		平均	8.0	平均	97.6

- 備考 1 実質赤字額や連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は、「一」と表記している。
  - 2 早期健全化基準は,各団体とも実質赤字比率 11.25%,連結実質赤字比率 16.25%,実質公債費比率 25%,将来負担比率 400%である。政令市はいずれの比率も早期健全化基準を下回っている。
  - 3 平均値は加重平均である。

別表 1-2 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	合 計
都道府県・(47団体)	0	0	0	0	0
政 令 市・ (20団体)	0	0	0	0	0
市 区・(795団体)	0	0	1 (1)	1	2 (1)
町 村・(926団体)	0	0	0	0	0
合 計・(1,788団体)	0	0	1 (1)	1	2 (1)

- 備考 1 ( ) 内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。
  - 2 将来負担比率には、財政再生基準はない。
  - 3 「合計」は、延べ団体数であり、早期健全化基準(財政再生基準)以上である団体の純計は、1(1)団体(市 1(1))である。

別表 1-3 平成 30 年度決算に基づく項目別将来負担額等の状況

(単位 金額:億円, 比率:%)

(単位 金額:億円, 上	<u> </u>	神戸市		政令市 (平均)			
	金額	構成比	対分母比	金額	構成比	対分母比	
①一般会計等に係る 地方債の現在高	12, 240	78.9	323. 7	10, 489	77. 1	322. 9	
②債務負担行為に基づ く支出予定額	137	0.9	3. 6	206	1.5	6.4	
③公営企業債等繰入見 込額	1, 736	11.2	45. 9	1, 807	13. 3	55. 6	
④組合等負担等見込額	5	0.0	0. 1	21	0.2	0.6	
⑤退職手当負担見込額	1, 325	8.5	35. 0	1, 011	7.4	31. 1	
⑥設立法人の負債額等 負担見込額	70	0.5	1. 9	73	0.5	2. 3	
⑦連結実質赤字額	_	_	_	_	_	_	
⑧組合等連結実質赤字 額負担見込額	_	_	_	_	_	_	
将来負担額合計額	15, 513	100.0	410.2	13, 607	100.0	418. 9	
⑨充当可能基金	2, 991	23. 3	79. 1	1,872	17. 9	57.6	
⑩充当可能特定歳入	2, 084	16. 2	55. 1	2, 349	22. 5	72.3	
<ul><li>①①~④に係る基準財 政需要額算入見込額</li></ul>	7, 753	60.4	205. 0	6, 215	59. 6	191. 3	
充当可能財源等合計	12, 827	100.0	339. 2	10, 436	100.0	321. 3	
②標準財政規模	4, 388	_	116.0	3, 708	_	114. 2	
③算入公債費等の額	606		16.0	460		14. 2	
将来負担比率算式分母 (⑫-⑬)	3, 781	_	100.0	3, 248	_	100. 0	
将来負担比率	71.0%		_	97.6%	_	_	

<sup>(</sup>注) 1 計数の表示単位未満を四捨五入しているため、内訳が合計と一致しない場合がある。

<sup>2</sup> 将来負担比率の算式〔①~⑧の合計値(将来負担額)-⑨~⑪合計値(充当可能財源等)〕/(⑫-⑬)

<sup>3</sup> 構成比欄①~⑧は将来負担額に占める割合, ⑨~⑪は充当可能財源等に占める割合である。

<sup>4</sup> 対分母比欄は将来負担比率算式分母(⑫ー⑬)を100とした場合の比率である。

<sup>※ 「</sup>平成30年版地方財政白書 第134表 項目別将来負担額等の状況」より集計

別表 2-1 平成 30 年度決算に基づく資金不足比率(政令市の公営企業会計)の状況

(単位 金額:千円, 比率:%)

政令市	公営企業会計名	資金不足額	資金不足比率	標準財政規模比
神戸市	自動車事業会計	1, 823, 833	18.3	0.4
仙台市	自動車運送事業会計	439, 012	6. 5	0.2
政令市合計		2, 262, 845	I	1

備考 1 資金不足額がある公営企業会計のみ記載している。

## 別表2-2 平成30年度決算に基づく資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業会計数

	都道府県	政令市	市区町村	一部事務組合等	合計
水 道 事 業	0 / 24	0 / 19	1 / 1, 197	0 / 94	1 / 1,334
簡易水道事業	0 / 0	0 / 2	0 / 565	0 / 3	0 / 570
工業用水道事業	0 / 39	0 / 9	0 / 97	0 / 10	0 / 155
交 通 事 業	0 / 3	0 / 18	0 / 56	0 / 3	0 / 80
電気事業	0 / 25	0 / 2	0 / 69	0 / 3	0 / 99
ガス事業	0 / 0	0 / 1	0 / 24	0 / 0	0 / 25
港湾整備事業	0 / 35	0 / 4	0 / 43	0 / 6	0 / 88
病院事業	0 / 37	0 / 14	1 / 446	0 / 80	1 / 577
市場事業	0 / 9	0 / 19	0 / 119	0 / 9	0 / 156
と畜場事業	0 / 1	0 / 5	0 / 31	0 / 8	0 / 45
宅地造成事業	0 / 48	0 / 19	1 / 349	1 / 6	2 / 422
下水道事業	0 / 45	0 / 28	1 / 2, 412	0 / 21	1 / 2,506
観光施設事業	0 / 6	0 / 4	2 / 233	0 / 0	2 / 243
その他事業	0 / 16	0 / 2	0 / 76	0 / 32	0 / 126
合 計	0 / 288	0 / 146	6 / 5,717	1 / 275	7 / 6, 426

(注) 分母は事業種類別の公営企業会計数である。

<sup>2</sup> 資金不足比率には、財政再生基準はない。